

## 税金

### 軽自動車税・固定資産税 第一期の納付は

6月1日(月)までに

軽自動車税および固定資産税第1期分の納期限は、6月1日(月)です。納期限を過ぎるとその日数に応じて延滞金が増算されますので、お忘れのないようにコンビニ・金融機関などで納付してください。

※なお、固定資産税については、全期分および期別分(1〜4期)の納付書をまとめて送付します。期別で納付される場合は、各納期まで納付書を大切に保管してください。

問い合わせ／吉備庁舎税務課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室



### 平成27年度軽自動車税の 減免について

心身障害の程度が一定以上の方を対象とした軽自動車税の減免制度があります。申請する場合は次のものをお持ちのうえ、平成27年6月1日(月)までに吉備庁舎税務課で手続きしてください。

減免できるのは、障害者の方1人に対して1台です。また、普通自動車税の減免を受けている方の重複申請はできません。

#### ●ご用意いただくもの

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ・運転免許証(付き添いの運転者がいる場合、その運転者の免許証)
- ・印鑑(認印可)

なお、軽自動車の名義、運転者についても、障害の程度により規定があります。

また、次の軽自動車についても減免の制度があります。

- ・その構造が専ら身体障害者などの利用に供する軽自動車(車検証に「身体障害者輸送車」や「車いす移動車」などと記載されたもの)
- ・公益法人などがその公益事業のために使うもの

問い合わせ／吉備庁舎税務課



### 自動車税の納付に関して 和歌山県からのお知らせ

自動車税の納期限は、6月1日(月)です。

納税は、お早めにお近くの金融機関、コンビニなどでお願ひします。ページー対応ATM、インターネットバンキング、パソコン・携帯電話からもクレジットカードで納付ができます。

※なお、車検時には納税証明書が必要で、車検証とともに保管してください。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方が使用する自動車は、一定の要件がありますが、申請により減免を受けることができます。

問い合わせ／紀中県税事務所